

令和5年度 職長能力向上教育

労働安全衛生法第60条により、事業者は「新たに職務につくことになった職長、その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く)」に対し、安全又は衛生の項目についての教育(職長教育)を行わなければならないことが義務付けられています。

また、労働安全衛生法第19条の2で定める「能力向上教育」について、厚生労働省が示す要綱において、製造業及び建設業に係る事業者は、職長等に対し、新たにその職務に就くこととなった後定期(おおむね5年ごと)に、及び機械設備等を大幅に変更した時に、職長等能力向上教育を実施すべきとされています。

- 1 実施日・場所 ① 実施日 申込書のとおり
② 場 所 当協会 講習会場(佐賀県小城市三日月町堀江1721 電話 0952-37-8277)
- 2 定 員 50名 (定員になり次第締め切ります。)
- 3 講習科目・講習時間

科 目	範 囲	時 間
職長等として 行うべき労働 災害防止及 び労働者に 対する指導 又は監督の 方法に関す ること	1 基本項目(必須) (1)職長等の役割と職務 (2)製造業における労働災害の動向 (3)「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長等として行うべき労働災害 防止活動 (4)危険性又は有害性等の調査及びその結果に基き講ずる措置 (5)異常時等における措置 (6)部下に対する指導力の向上(リーダーシップなど) (7)関係法令に係る改正の動向	2時間 9:00 \$ 11:05
	2 専門項目(以下の事項から選択して実施する場合があります。) (1)事業場における安全衛生活動 (2)労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み (3)部下に対する指導力の向上(コーチング、確認会話など)	2時間 11:10 \$ 14:00
グループ演習	以下のうち1以上について実施 ○ 職長等の職務を行うに当たっての課題 ○ 事業場における安全衛生活動(危険予知訓練など) ○ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基き講ずる措置 ○ 部下に対する指導力の向上(リーダーシップ、確認会話など)	2時間 14:05 \$ 16:10
	合 計	6時間

講習科目の入替えにより、時刻が変動する場合があります。

- 4 受講料
当協会々員 10,450 円 (テキスト・資料代金0円・受講代金のみ) ※金額は税込
一 般 12,650 円 (テキスト・資料代金 990円含む)

5 申込方法

次頁の「申込書」に、所定事項を記入し、下記6の注意事項を参照のうえ次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票
- ② 受講料
- ③ 本人確認書類 (自動車運転免許証など)の写し [詳細は「申込書兼受講票」に記載されています。]

(1) 持参の場合 : 当協会窓口にて「申込に必要なもの」一式を持参してください。

(2) 郵送の場合 : 現金書留封筒にて「申込に必要なもの」一式を同封し、下記あて郵送してください。

〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (一社)佐賀県労働基準協会

(3) 振込の場合 「申込に必要なもの」(②以外)一式をFAXかメールで送付した後、次の口座に振り込んでください。
(FAX、メールで本人確認書類の写りが悪い場合、後日の郵送をお願いする場合があります。)

【振込口座】 佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652 (社)佐賀県労働基準協会

当協会ホームページの [ネットから講習申込](#) から、申込書を送付出来ます。

[佐賀県労働基準協会](#) [検索](#)

FAX 0952-37-8278

Email kosyusakikyo@lib.bbiq.jp



6 注意事項

- (1) 入金確認後の受付となり、先にFAX等で申込書を送付いただいた場合は仮受付となります。
- (2) 受付後に、いただいた申込書に受講番号を付し受講票とし、地図・用意する物等の注意事項とともにお送りします。
- (3) 当日の申し込みは受理いたしません。
- (4) テキストは初日に配布します。